

# 仙北市住宅リフォーム促進事業

住宅改善を促進するとともに、市民の生活環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、自己の所有する住宅を市内等の事業者を利用して修繕、補修、増築及び下水道施設へ接続工事を行った者に対し補助金を交付します。

増改築・リフォーム工事に対し  
工事費の **最大**  
**5% ・ 10万円**  
を補助します！



下水道へ接続する場合は、さらに**10万円**がプラスになります

※秋田県の住宅リフォーム推進事業と併用ができます。

## 【補助対象者】

○補助対象者は、市民であって、次の要件のすべてを満たす者

- (1)市税及び市諸収入金に未納がないこと
- (2)過去にこの制度による補助を受けようとする年度において、本要綱に基づく助成を受けていないもの

## 【対象となる住宅】

- 市内に存する専用住宅及び併用住宅並びにこれらの住宅に付属する住宅以外の建物(賃貸住宅は除く)
- 併用住宅は、専ら居住の用に供する部分のみ
- 過去にこの制度による補助を受けようとする年度において、本要綱に基づく助成を受けていない住宅

## 【対象となる工事】

○次に掲げる工事のいずれかであって、当該工事に要する経費(消費税等含む)が50万円以上であること

- (1)対象住宅の修繕、補修及び増築(対象住宅の床面積を超えない範囲のものに限る)
- (2)壁紙の張替、屋根又は外壁の塗り替え等、模様替えのための工事
- (3)(1)(2)の工事に伴い、雑排水及びトイレを下水道施設へ接続するための工事。ただし、仙北市水洗便所等改造資金融資あっせんを活用した工事は除く

## 【補助対象外工事】

- 倉庫、駐車場、フェンス等の住宅本体以外の工事・住宅用太陽光発電システム工事。
- その他、リフォーム工事を伴わないもの

## 【補助率・補助限度額】

- 補助対象工事に要する費用の5%に相当する額(千円未満は切り捨てます)。ただし、10万円を超える場合は10万円を限度とする。
- 下水道へ接続する場合は、さらに10万円がプラスになります

## 【施工業者】

- 市内に事業所を有する法人又は個人であること。

★補助金の交付申請は、同一年度内に1回限りです。★

■平成22年度から25年度に本事業を利用された方は、補助を受けたリフォーム等工事箇所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金と合わせて10万円を限度とします。

**【申込期間】平成26年4月1日～平成27年3月31日(平成27年3月31日までに完了届を提出できる事)**  
但し、申請の受付は予算の状況により途中で締め切る事があります。